県北地域Ｉ・Ｕターン就農機会創出事業旅費助成交付要綱

（趣旨）

第１　久慈地方農業農村活性化推進協議会（以下、「協議会」）は、久慈地方での新規就農者の確保に向けて、協議会の開催する新規就農相談会参加に係る旅費の一部について、予算の範囲内において助成するものとする。

（対象者）

第２　対象者は、協議会が開催する新規就農相談会にあらかじめ参加申込みのうえ、旅費助成の申請を行い認められた県外在住者(又はそれに準ずる者)とする。ただし、久慈地方における就農について真に関心を有する者に限る。

（助成金の金額等）

第３　補助金の額は、別表の基準により算出した往復の旅費(交通費)の２分の１に相当する額(その額に100円未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てる。)とし、１回の助成につき、10,000円を上限とする。

２　 当該補助金の交付対象となる交通費等については，別表に定めるところによる。

３　 同一人（家族等関係者を含む）に対する補助金の助成は、年１回を限度とする。

（交付申請）

第４　助成金の交付を受けようとする者は、県北地域Ｉ・Ｕターン就農機会創出事業旅費助成交付申請書（様式第１号）を久慈地方農業農村活性化推進協議会会長（以下、「協議会長」）に提出するものとする。

（助成金の交付）

第５　協議会長は、第４に規定する交付申請書の提出があったときは、当該書類の審査を行い、その内容が適当と認めたときは、交付する助成の額を決定し、県北地域Ｉ・Ｕターン就農機会創出事業旅費助成交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた者は、速やかに県北地域Ｉ・Ｕターン就農機会創出事業旅費助成交付金請求書（様式第３号）を協議会長に提出するものとする。

３　協議会長は、申請者の請求が適正であると認めたときは、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第６　協議会長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、その者に当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第７　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に協議会長が定める。

付則

　 この要綱は、平成30年５月２日から施行する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 基　準 |
| 交通費 | 全　般 | 交通手段については、鉄道、高速バス、路線バスの公共交通機関に限る。経路の選定については「最も経済的な通常の経路」によるものとする。 |
| 鉄道賃 | 急行料金は、片道50キロメートル以上、特急料金は片道100キロメートル以上から適用する。ただし、急行又は特急の利用を認めない区間であっても、全体として最も経済的な方法となる場合には、急行又は特急の利用を認める。 |
| 車　賃 | 路線バス、高速バス料金を対象とする。自家用車及びレンタカーの燃料費、高速使用料は対象としない。 |

様式第１号（第４関係）

年　　月　　日

久慈地方農業農村活性化推進協議会会長　様

〒

（申請者）住所

氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　電話番号

県北地域Ｉ・Ｕターン就農機会創出事業旅費助成交付申請書

県北地域Ｉ・Ｕターン就農機会創出事業旅費助成交付要綱第４の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交付申請額及び算出根拠

|  |  |
| --- | --- |
| 旅行日 | 年　　　月　　　日　　～　　　　年　　　月　　　日 |
| 項　目 | 経　路 | 算出根拠 | 小　計 |
| 鉄道賃 |  |  |  |
| 車　賃 |  |  |  |
| 合計額 | 　　　　　　　　　　　　円･･･(a) | 申請額 | (a)×1/2（上限一万円、100円未満切捨て）　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 備　考 | ・算出根拠を示す資料を添付すること・往復分を記載すること・住所を証する書類の写しを添付すること |

様式第２号（第５関係）

第　　　号

年　　月　　日

県北地域Ｉ・Ｕターン就農機会創出事業旅費助成交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　様

久慈地方農業農村活性化推進協議会

会長　○○○○　　　　　　　印

　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった県北地域Ｉ・Ｕターン就農機会創出事業旅費助成金について、下記のとおり決定したので、県北地域Ｉ・Ｕターン就農機会創出事業旅費助成交付要綱第５に基づき通知します。

記

１　　交付決定額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第３号（第５関係）

年　　月　　日

久慈地方農業農村活性化推進協議会会長　様

（申請者）住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　電話番号

県北地域Ｉ・Ｕターン就農機会創出事業旅費助成交付金請求書

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定の通知があった県北地域Ｉ・Ｕターン就農機会創出事業旅費助成金の交付について、県北地域Ｉ・Ｕターン就農機会創出事業旅費助成交付要綱第５に基づき次のとおり請求します。

　　　１　請求額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　２　振込先　　　　金融機関名

　　　　　　　　　　　　支店名

　　　　　　　　　　　　口座種別

　　　　　　　　　　　　口座番号

　　　　　　　　　　　　口座名義

※旅費の根拠となる領収書等を添付すること